

令和3年第4回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年10月19日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	10月19日 午前10時00分		
	閉 会	10月19日 午前11時32分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	11	嘉 陽 崇	1	島 袋 誠
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和3年第4回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

令和3年10月19日（火曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第49号	令和3年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決
4	議案第50号	令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算につ いて	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決
5	議案第51号	令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算につ いて	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和3年第4回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番 嘉陽 崇議員及び1番 島袋 誠議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第49号 令和3年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 おはようございます。説明をいたします。

議案第49号

令和3年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村一般会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,646万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,997万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年10月19日提出
今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		970,382	50,223	1,020,605
	1 国庫負担金	518,374	△600	517,774
	2 国庫補助金	448,265	50,691	498,956
	3 国庫委託金	3,743	132	3,875
16 県支出金		1,117,270	512	1,117,782
	2 県補助金	803,785	392	804,177
	3 県委託金	39,345	120	39,465
19 繰入金		790,733	3,627	794,360
	1 繰入金	790,733	3,627	794,360
21 諸収入		185,586	600	186,186
	4 雑入	125,752	600	126,352
22 村債		1,575,480	11,500	1,586,980
	1 村債	1,575,480	11,500	1,586,980
歳入合計		8,003,509	66,462	8,069,971

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,758,301	4,255	2,762,556
	1 総務管理費	2,606,469	4,135	2,610,604
	4 選挙費	15,561	120	15,681
3 民生費		2,086,417	1,531	2,087,948
	1 社会福祉費	1,245,885	232	1,246,117
	2 児童福祉費	840,532	1,299	841,831
4 衛生費		459,697	28,873	488,570
	1 保健衛生費	245,704	28,873	274,577
8 土木費		522,591	1,527	524,118
	2 道路橋梁費	113,491	727	114,218
	5 住宅費	322,785	800	323,585

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		679,584	30,276	709,860
	1 教 育 総 務 費	130,786	404	131,190
	2 小 学 校 費	113,565	2,222	115,787
	5 社 会 教 育 費	236,460	25,914	262,374
	6 保 健 体 育 費	140,671	1,736	142,407
歳 出 合 計		8,003,509	66,462	8,069,971

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁村地域整備交付金事業	千円 16,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 16,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。
水産環境整備事業	13,100	〃			13,100	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	9,200	〃			9,200	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	22,800	〃			22,800	〃		
湧川第2団地新築事業	93,600	〃			93,600	〃		
臨時財政対策債	119,880	〃			119,880	〃		
史跡等総合活用整備事業(災害)	1,900	〃			1,900	〃		
「やんばるの自然」関連施設整備事業	6,000	〃			6,000	〃		
庁舎建設事業(一般単独事業)	42,900	〃			42,900	〃		
庁舎建設事業 (市町村役場機能緊急保全事業)	1,234,900	〃			1,234,900	〃		
低公害車導入事業	15,000	〃			15,000	〃		
史跡買上げ事業	0	〃			11,500	〃		
合 計	1,575,480			1,586,980				

詳細については、担当課より説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 おはようございます。私のほうからは、議案第49号 令和3年度今帰仁村一般会計第5回補正予算の歳入歳出におきまして、節におきまして300万円以上の項目について説明申し上げます。

8ページになります。歳入です。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,133万6,000円は、8節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1,133万6,000円の計上によるものでございます。続いて、3目衛生費国庫補助金、補正額1,745万7,000円は、1節衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の1,745万7,000円の計上によるものであります。6目教育費国庫補助金、補正額2,150万6,000円は、3節社会教育費補助金の社会教育費補助金史跡買上げ事業2,073万1,000円の計上によるものであります。

続いて12ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額362万7,000円は1節繰入金で、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金290万円が主なものであります。

続いて14ページをお願いします。22款村債、1項村債、5目教育債、補正額1,150万円は、3節社会教育債の史跡買上げ事業1,150万円の計上によるものであります。

続いて15ページ、こちらからは歳出になります。2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、補正額385万1,000円は、14節工事請負費の村有地造成工事300万円の計上が主なものであります。

続いて19ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額2,879万3,000円は、1節報酬におきまして、パートタイム会計年度任用職員の報酬、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の434万円の計上と、3節職員手当等で時間外勤務手当（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業）504万円の計上が主なものであります。それと21ページの上になりますが、同じ衛生費の中で18節負担金、補助及び交付金の今帰仁村医療事業者支援補助金1,133万6,000円の計上によるものであります。

26ページをお願いします。10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費、補正額2,591万4,000円は、21節補償、補填及び賠償金の史跡買上げ事業で、2,500万円が主なものであります。以上、今回の補正におきまして、節におきまして300万円以上の増減についての説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 歳入について質疑をいたします。

8ページをお願いします。歳入15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金があります。これについて、新たに今回補助金として入ってくるものなのか。それとも当初、この額は決まっていて、補正として入ってきているものなのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

8ページの1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、こちらのほうは今年度になって国のほうから内示をいただいたものになりますので、新たに追加になる項

目でございます。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 今回新たに追加というところであります。今後、コロナの終息はまだ見通せない中で予想するのは難しいと思いますが、今後もどんどん追加でこういう補助金の見通しがあるのかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただ今の質疑について説明いたします。

今後の交付金については情報が無い状況でございますが、コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、またそういう事業が展開されるものと思われま。ただ、現在そういう情報は全くない状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 歳入について質疑をいたします。

今もありましたが、8ページ、15款2項1目の中の臨時交付金なんですが、臨時交付金はこういうものに充てなさいと決めて決まっているのかどうか。そこの説明と。13ページ、21款4項4目雑入、何の雑入なのか。金額は小さいんですが、その説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 8番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

8ページの15款2項1目の総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、今回の事業としましては、県のほうから事業者支援に充てなさいということで条件といたしますか、目的が定まった形で交付決定を受けているという状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

歳入、13ページ、21款4項4目2節雑入、コロナワクチン接種費等につきましては、現在行われている新型コロナワクチン接種なんですが、単身赴任者や遠隔地へ下宿中の学生とか、あと里帰り出産で帰省した方、その他やむを得ない理由があって、住民票所在地以外で接種する方については、届出をすればワクチンの接種ができることになっています。その費用につきましては、一旦、住所地外で接種した場所の市町村が連合会を通じて費用負担をすることになっています。ただし、住所地外接種でありますので、後ほどその住所地、住民票を持っている市町村からその方のワクチン代が接種した市町村に入ることになっておりますので、一旦、住所地外で他市町村の住民を今帰仁村で打った場合、お支払いはしますけれども、本来お支払いするものについてはその出身である市町村なので、そちらのほうからその費用分が入ってくるというところであります。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 8ページ、この臨時交付金であります。県から事業者支援として指定を受けたみたいな交付金ということであります。これは国からとか、そういうのはまだ出ていないといたしますか、第何次になるか分からないんですけども、コロナでいろいろ傷んでいるところもたくさんあると思うんですが、国から前にみたいに、各自治体に使い勝手のよい臨時交付金、自治体で決めていいという

臨時交付金があるべきだと思うんですけども、その辺が全然まだ見えてこないで、その辺の動き、先ほども説明があったと思いますが、再度説明を求めたいと思います。

13ページ、雑入について、理解はしました。これは住所地外の自治体に請求書とか、そういうのを送って入ってくるものなのか、その辺の説明まで求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

8ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、前年度は様々な事業を展開してもらいたいということで、国のほうからいろいろなモデルケースといたしますか、提示してもらって、各市町村で検討してということで事業採択されました。その中の一つの項目としてもありましたが、この事業所については、今回のコロナの感染拡大に向けて大きな打撃を受けたということで県のほうでは精査をされて、事業所支援に充ててほしいということで、県のほうからそういうふうに通達が来た状況でございます。

次の展開としましては、先ほども質疑がありましたが、まだ全然情報がない状況でございますので、そのコロナの感染の状況によると思います。そういう状況になればまた対応といたしますか、国、県に伺いを立てて、国からの交付金をどのように取り扱えるかというのを調整していきたいと考えている状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

これにつきましては各住所地で発行される接種券を受領して住所地で接種しますので、その記録がありますので、当該市町村から接種した市町村に、その金額が振り込まれるという形になっております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 歳出の質疑をいたします。

15ページ、2款総務費、1項総務管理費の5目企画費の中の12節委託料、公共施設総合管理計画改訂業務とあります。これについての説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

15ページの2款1項5目企画費の12節委託料、公共施設総合管理計画改訂業務の85万1,000円の計上でございますが、現在策定されております今帰仁村公共施設総合管理計画は、平成29年3月に策定されております。その管理計画の見直し作業を行うものでありまして、今回その委託業務として計上しております。経年の変化といたしますか、公共施設の計画が4年間経過しておりますので、その経年変化を確認しながら、将来的な施設の計画をどのように策定するか。加えてまた、策定するかということを見直しをす

るという作業でございます。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 大体理解はしましたが、この総合管理計画というのは、たしか30年をスパンで見た計画だったと思います。それについてもまた4年経過したから見直しが出てくるというのは、そうであれば最初から4年であったり、5年であったり、短いスパンで計画したほうがよかったのではないかというふうに感じたりもしております。具体的にどこどこを見直していくと挙げればきりがありませんが、主な施設はどういう施設が挙げられるのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時25分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

公共施設総合管理計画の策定業務でございますが、各施設の計画スパンとしては、30年スパンで将来的にどうするかということでございますが、その中で先ほども説明した中で、4年、5年たってくると施設の状況というのは変わってくるものでございますので、それを再度検証することと、それぞれの総合計画や人口ビジョンも見直し作業を進めている中でございますので、そういう総合計画などとの整合も図りながら、公共施設の在り方もこの管理計画の中で確認をしていくという作業になっていきます。

施設としましては、村が管理している公共施設、建物等全ての計画をその中に網羅しておりますので、今新庁舎を建設しておりますけれども、それ以外のものについても、全ての施設をその中で確認していくということになります。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 総合計画の中の公共施設等の総合管理計画があるという認識であります。

この改訂する業務についても、補正予算の中で85万円余りの予算が投じられるというところで、確かに経年劣化もするでしょうし、見直しが必要だというのは十分理解はしているところなんですけれども、当初、平成29年に策定したのも、それなりの多額の予算が投じられているところであって、また今回改めるということで85万円の予算が投じられるというところでもありますので、それについても短いスパンで区切っていって、予算はかかるというのも十分認識した上で大事にやっていただきたいと思っております。経年劣化するというのももう分かっていることですので、短いスパンで総合計画についても、やはり見直し業務があると同時に予算もかかるという認識もした上でやっていただきたいというふうに感じているところであります。

今回、課長の説明では、全ての公共施設を確認していくというところで相当な労力が必要なのかと思っておりますが、すぐ長寿命化の補修をしないといけないというところが出てきた場合、すぐ予算を組んで直していくとか、そういうのもこの中に含まれてくるのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

公共施設総合管理計画でございますが、国のほうからも数年に一度見直しをするようにということで、

今年度から来年度にかけて全県下で見直し作業が行われる段階で、今帰仁村も見直し作業をするという状況でございます。それと、その総合管理計画の中で一つ一つの施設がどのような計画になっているのかというのは、例えば建て替えをするとか、補助事業を充てるとかという場合に、その総合管理計画の中でどういう位置づけになっているのかというのが一番最初の事業の策定の中でチェックされる項目になってきますので、それに計画がのっていないと将来建て替えとか、そういう事業展開をするときに事業が採択できないということもありますので、その一つ一つの施設を全て網羅した形で管理計画を策定していくのが第一条件になってきます。それと併せて、前回5年前に策定されておりますので、そのときのチェック項目が現在変わっているのか、そのまま継続できるものなのかという作業になっていきますので、前回のよう作業量ではなくて再チェックをしていくという方法になりますので、その分、今回の事業費は前回の策定時よりは低くなっているという状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書の規定により、特に発言を認めます。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 確認であります。平成29年に策定された今帰仁村公共施設等総合管理計画をあくまでもこれをベースにして今後改訂業務に当たるということでよろしいか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

ご質疑のとおり状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 歳出について質疑をいたします。

15ページの1目1節の報酬に関してですが、今帰仁村行政不服審査会、これはどういう内容を審査する会なのか確認をしたいということと、どういう方が構成されていて、何名いるのか。今回この報酬が出たということは、開かれたからなのかだと思えますけれども、その辺、説明を求めます。

あと27ページ、2目10節の需用費の給食センター内設備修繕費に関して、2年ぐらい前だったですか、施設を視察したときにかなり設備が老朽化していると。そして、部品のほうももう在庫がないというところで、現場に合わせて部品を作りながら対応しているというところで、その設備に関して今後検討しなければいけないという話があったんですが、これは毎年こういうぐらいの修繕費がかかってしまう状況に陥っているのか。これをやれば当分大丈夫だという内容なのか。先ほどの公共施設の管理計画の中でもそういう建物自体は全然大丈夫だとは思えますけれども、この設備に関しても計画の中に入っている項目になっているのか。子供たちの安全な給食の確保するためにも、トラブルがあってはいけないし、よく問題になったのは金属片が入っているとか、いろんな意味でこういう老朽化施設の備品の場合にはそのリスクを伴うというところで、この辺、どのような対応を今後取っていかうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 5番座間味邦昭議員の質疑についてご説明申し上げます。

15ページの2款1項1目1節の報酬、今帰仁村行政不服審査会報酬でございますけれども、これについ

ては今年度の固定資産税の課税について、課税された方から行政の不服審査申し立てが出ておりました、それについて行政側の対応がきちんとされていたかどうかというのも含めて、審査を行っていただくということになります。これについては、今帰仁村行政不服審査会の条例がございまして、これの中で委員については5名以内をもって組織するというので、この委員の皆さんについては弁護士であったり、司法書士であったりという方々を5名ほどで構成していきたいと思っております。この審査会についてはこれから開かれるということで、今回の補正での報酬の要求となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑についてご説明いたします。

27ページ、10款6項2目10節、給食センター内の設備修繕費でございますが、議員がおっしゃるとおり、毎年修繕費というのは設備について出ております。それにつきましても今後、設備の更新というのは避けられないのかなというところはあるんですが、現在動いている事業、現在給食を提供しながらどう更新していくか。あと、その財源をどうするかというところもいろいろございます。毎年修繕費が出ておりますけれども、その都度、業者がその機械のチェックを行っておりますが、そのチェックを基に、今これを取り換えなければ今後修繕がきかないようなものについては取り換えていかなければいけないということで、今回の修繕費については、食器の滅菌消毒保管庫があるんですが、これが7機あるうちの3機を以前やっております。今回、残りの4機の基盤がちょっと壊れているというか、パネルが表示されない状況になっておりますが、機能としては今もっている状況です。ちゃんと熱を加えて滅菌されていて、朝には乾燥までできている状況ですが、これがいつ止まるかどうか分からないという状況で、今回計上させていただいております。

あと、スチームコンベクションオープンというのがあるんですが、これは調理器の一つで、スチームと熱によって調理をするもの。あとは食器洗浄機のコンベアがちょっと伸びてきているということで、これは完全に取り換えないと調整ではどうしてもできないということで、今回の施設内の設備修繕費として計上しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 では、行政不服審査会の件からお伺いいたします。

これは今回、固定資産税の審査の形で住民のほうから出てきた苦情に対して、第三者、弁護士や司法書士等、あくまでも行政とは関係ない第三者が立って、4名以内で構成して審査をするという流れであるというところで、今回その件があったので今回出したというところで、あくまでもこれは行政側とは関係ない法に詳しい方たちが対応するような形になるのでしょうか。改めて、お伺いいたします。

給食センターの設備に関しまして、大分老朽化しているということと、細々と設備を更新していくと必ずまた違うものが壊れていくという、この悪循環の中で給食センターの運営業務を預かるというのはとても大変な業務なのではないかと思っております。私も仕事上、事業を運営していく上で一番困るのは、突発的な支出なんです。計画的な支出というのは、いろいろ資金の用途を立てたりして計画を立てやすいんですけども、突発的な支出を今後繰り返していくとなると、働いている職員にも負担がかかるし、これは学校側や子供たちにとっても、もしかしたら給食の提供が止まってしまうおそれがあるということをお考えたと

きに、リスクがかなり多過ぎるところでは、細々と変えるよりは、例えば前一つの提案として広域化という提案もしましたけれども、それが難しいのであれば、ある意味、設備に関しては10年ぐらいのリースを組んであげたほうがトラブルもなく、計画的な支出というところでは行政が予算の配分も一発で処理しようとするから難しいけれども、リースで組めば計画的に全然対応できるのではないかと。これを毎回こういう形で業者を頼んで、調べて作らせてということの労力とコストと安定的な給食が確保できないということのほうが問題なのかという意味では、思い切った設備の更新という意味で、一時的な大きなお金を準備するというよりもリースなどで10年間をまずしのぎながら、今後の10年間、次の10年後を模索していこうという形を取らない限り、こういう突発的なものは管理している職員も負担だと思いますし、壊れることをびくびくしながら液晶画面がつかない機械で対応するというのは問題だと思いますので、この辺、給食センターの設備に関して思い切って取り組んでいく考えがないか。これは村長のほうから答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

議員おっしゃられました一つの点として、あくまで役場と関係ないところで委員を組織して、その中で審議していくのかという質疑がございましたけれども、条例の中で役場の職員を入れてはいけないとかということは何も明記されているものはございませんが、当然、課税した側が役場ということで、やはり第三者的なところで見ていただくほうが一番いいだろうというのもありまして、今5名ほど予定はしております。そのほかに審理員という形で、役場側できちんとやったことに対して法的に問題がなかったのかどうかということでも3名ほど、審査委員会とは別ですが、審理員ということで3名ほど委嘱して、その中でもんでいったものを審査委員会の中に説明していくというふうな方法を取りたいというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑にお答えいたします。

給食センター内設備の修繕費の件でございますが、老朽化施設の中での対応ということであるというふうに捉えております。食、特に子供たちの給食の安全安心は、しっかり行政としても担保を取らなければならないと考えているところであります。その中で現在、担当、また庁議の中でも議論を重ねているところであります。議員ご提案のリースの件も含めて、今後しっかりと議論を重ねて、庁議を重ねて、しかるべき時期にまたしっかり方向性をお示ししていきたいと考えているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 まず、行政不服審査会の件から。どうしても住民側が訴えた場合、行政側も一生懸命頑張っている。住民とのトラブルがある中で、住民側としては役場の関係者が入ってしまうと、そこでもしかしたらという疑念が生じてしまうおそれがあるので、そういう疑念がないようにするためには第三者で、そこで決まって処理すれば、お互い納得すると思いますし、変な誤解を与えてしまうことがあってはならないと。それぞれが一生懸命対応している中で、誤解を与えないような委員のメンバーを構成すれば、いい形ではないかもしれないけれども、ちゃんとした答えが出てくるのではないかという意味

では、それはぜひ対応していただきたいと思っております。

それと給食センターの設備ですが、何年か前からしかるべきときが大分来ているんですね。だからこういうトラブルばかりがあって、部品もない状態というのはもうしかるべき段階を越えているというところで、喫緊の話だと思えます。老朽化した施設を管理する側はとても大変なんです。分かりますか、物を管理する側って、いつトラブルに巻き込まれるか、そのトラブルの対応をどうするかというところで、予算の問題、いろんな意味で頭を抱える問題。前にお伺いしたときにも、これだけの予算というものはないんだという話もされていたので、でも対応しなければいけないといったときに、これだけコストのかかる設備を一発で処理するというのは大変な予算の編成というところで、またこれを組むのも大変であると。じゃあ、リースでやっていくという形で行くと、もしかしたらメンテナンスまで含めてやれば、このメンテナンスも業者がしてくれると。ある意味、働いている職員や作っている方たちの労力をそこに向けるのではなくて、安心安全な食事を提供するところを頑張っ、この維持管理に関しては業者、そういう形に向けたら、今でもおいしいんですけども、もっと安全なものが作れると。だから村長、もうしかるべき段階は過ぎていますし、これは喫緊に取り組んでいかないと、いつか問題が起きてしまう案件ではないのかと。私たちが行ったときも2年前ぐらいかな、その時もそれぐらい設備は老朽化しているという話もされてました。また、今の時代に合わないような、あのときはウェット、水で洗うという概念だったものが、今では水を使わないような形での調理場というのが今の新しいつくりだといったときには、これを細々変えていくと今の時代にそぐわないような調理場の体制であると。私は思い切ってその辺は取り組んでいったほうがいいのではないかというふうに思っていますので、村長、しかるべきというは大分来ています。その辺、対応のほう、改めて求めたいと思っていますので、村長の見解を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑にお答えしたいと思っています。

重ね重ね、特に子供たちの食の安心安全、これはしっかり担保を取らなければならないと思っていますところでありまして、私も就任して1年目で設備修繕費は目の当たりにしたところでありまして、しかるべき時期ということは、何も先延ばしにしない。しっかり近隣町村、そして議員提案のリース制度も含めて、しっかり調査研究を重ねて、対応してまいりたいと思っていますところでありまして。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書の規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 まず、現場が近隣町村よりも、もしかしたら大分老朽化しているというところの中で、それを判断して対応していくと。トラブルが多い機械を管理する側、また、それに伴っての突発的な支出というのは、予算を預かっている担当部署も大変ですし、それを管理する部署も大変。これは安定的に運営ができる施設であり、そしてその働いている方たちが純粋に安全な食事を作れる環境を整えていかないと、ここにパワーを注いでしまうと、もしかしたら食中毒とか、いろんなものの安全を怠ってしまうおそれがあるというところではぜひ喫緊な対応を。もう最後なので、急いで近隣市町村の状況を確認しながら、早い答えを出していただきたいと思っていますので、改めて答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。お返事をしたいと思います。

議員提案のリースの制度も、調査研究を踏まえてしっかり精査して、当然子供たちの食の安全安心の担保、そして現場で働く方々のほうも安心安全の担保を取らなければならないとされているところでありまして、しかるべき時期というのが少し災いしている解釈で取られているのかとは思いますが、その辺は先ほど申し上げたとおり、喫緊に対応していきたいと考えているところでもあります。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ **8番 與那勝治 議員** 歳出について質疑をいたします。

19ページ、4款1項2目、この中に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業というのがいろいろあるんですけれども、これはどういう事業なのかの説明を求めたいと思います。

そして21ページ、4款1項2目18節、今帰仁村医療事業者支援補助金、これは先ほどの臨時交付金が充てられていると思うんですが、これの説明を求めたいと思います。

それと26ページ、10款5項3目の中の史跡買上げ事業というのがありますが、この場所とか、その説明を求めたいと思います。

○ **座間味 薫 議長** 宮里 晃福祉保健課長。

○ **宮里 晃 福祉保健課長** ただいまの8番與那勝治議員の質疑についてご説明いたします。

19ページ、4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業になりますが、現在、新型コロナワクチン接種、お一人、一定期間を置いて2回接種して感染拡大防止、重症化防止のために現在集団接種を中心に、病院も協力して個別接種等を行いながらワクチン接種を行っておりますが、国のほうは抗体が切れるという目途を、2回目を接種して後8か月経過した者から3回目の接種を行うということで方針を打ち出しております。日本では医療従事者から優先接種を行っておりますが、2回接種を受けた方が8か月以上経過した月、12月以降3回目の接種を行うということで、2回接種を受けた全員が対象になるということで、村民を含めた形の対象者数の予算を計上して、3回目の接種を12月以降行っていくための予算ということでもあります。

引き続き21ページにつきましては、今帰仁村医療従事者支援補助金交付事業になりますけれども、この事業に関しては村内医療事業所、今帰仁村でいえば北山病院や今帰仁診療所などが当たりますが、その新型コロナ感染者、陽性者等の受け入れのための施設整備や検査等をする機材など、必要な経費に対して予算の範囲内で事業を行っていくというものであります。

○ **座間味 薫 議長** 嘉陽 健社会教育課長。

○ **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの質疑について説明いたします。

26ページ、10款5項3目12節、21節委託料と補償、補填及び賠償金なんですが、こちらについては6月に史跡の条例に追加した呉我山三謝原の場所です。内容としては、補償物件を追加したということでの予算計上となります。

○ **座間味 薫 議長** 8番與那勝治議員。

○ **8番 與那勝治 議員** 19ページ、3回接種に向けての予算化ということで理解しました。まだ2回の接種も受けていない方もいると思うんですが、最初の1回目、2回目のワクチンというのはいつ

までにやらないといけないという期限があるのかどうか。この辺の説明と、3回目に向けては2回目を終わった方から順次、最初は高齢者とか、リスクの大きい方々からということでありましたが、そのように順次接種していくのか、説明を求めたいと思います。

そして21ページ、事業者支援補助金、施設整備、機器導入とか、その辺はこれから行うものに対して補助金が充てられるのかとか、前もって大まかにどういうことをしたいとか、そういうのもあるのかどうか。施設整備をすることによって、コロナの患者、罹患された方とか、そういう方の受け入れもできるのかどうか。どのような方向性なのか、説明を求めたいと思います。

26ページ、史跡買上げ事業、これは呉我山ということで理解しました。これはもう以上でよろしいです。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

コロナワクチン接種に関してはいつまでかということですが、国としては来年の7月までを接種可能な日時として、予算要求等の調査等もあります。今回につきましては年度内なので、3月までの予算計上の分を上げておりますが、今後次年度以降を含めて、また予算を計上していくということで考えております。したがって、7月までは接種機会がありますということです。

今後2回目接種が終わって、3回目接種の方につきましては、VRS等、予防接種台帳というんでしょうか、そういうものの記録を基に対象者を抽出していきます。その8か月経過した方から順次接種券を送付して行って、接種案内を行うという方法で行って行って、今後システム改修等も含めて対応していくということでもあります。基本的に優先接種というものについては、医療従事者を含めありません。ただし、医療従事者等については医療機関での接種も可能だということで、基本的に早く8か月経過する方なので、その方から打てるような状況になっていきますので、対象となる方が日時が経過したら、速やかに打てる対応になるかと考えております。

あと、医療事業所等補助金に関しての対象になりますが、これにつきましては今年の4月1日、さかのぼった形で対応していくということになっておりまして、既に購入している機器等についても対象になります。具体的には医療機関等で感染者、陽性者等の疑いがある患者を受け入れる際、一般診療を含めた形なんですけれども、その方のPCR検査等に近いような機器を導入して、陽性であるか確認を速やかに行えるような、そういう機械を導入したいということで一応申し入れはあります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 19ページですが、来年7月までは接種できるということで、3回目も8か月を経過した者から順次接種していくということで理解しました。

現在の現況を教えてくださいなのですが、2回接種した方々はどのぐらいの割合でいるのかどうか。資料をお持ちでしたら、説明を求めたいと思います。

それと21ページ、事業者支援補助金の件で、4月1日にさかのぼって対象ということで理解いたしました。これも以上でよろしいです。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

現在の接種率につきましては、村全体でいいますと約65%の方が2回の接種を終えている状況であります。高齢者に関してはもう90%を超えているという状況で、現在今帰仁村としては村民の全体の7割の接種を終了した時点で、集団免疫力がついたということで、一旦集団接種に関しては停止をしていきたいと考えております。

村民の全体の65%になりますけれども、10月末で約7割、69.9%の方が2回目の接種を終えるというところであります。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書の規定により、特に発言を認めます。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 おおむね理解はいたしました。

村全体で7割接種した段階で集団接種は終了するということだったんですけれども、これは見込みにはかならないと思うんですが、これは何月頃まで。呼びかけて来ないことには接種できないわけですが、この辺、いつ7割以上、集団接種をする予定なのか。いつまでにやれば7割できるのか。免疫を獲得できるのがいつ頃になるのか。この辺、大まかな目安があるのかどうかお伺いしたいことと、それと学生も結構打たれていると思うんですが、学生の割合といたしますか、その辺まで分かれば説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

集団接種につきましては、コミュニティセンターで多くの人数を集めて行う接種と考えておりますが、それに関しては最終が今月10月28日にまず1回目を打って、その3週間後の11月18日に2回目を終えて、そこで一旦集団接種に関しては終了と考えています。ただし、それでも都合により1回目を打った方が2回目をまだ打っていないという方も出てくる可能性があります。体調不良等で。それに関しては個別接種で病院等で調整をして、今のところ調整した段階では、12月の中旬ごろまで一般診療を行いながら接種をしていくということで、現在調整しております。

あと学生の接種率に関しましては、きちんと直近では出しておりませんが、10月現在で県に報告した段階で、10代の1回目の接種が58%ぐらい行っていると。ただし10代なので学生なのかどうかは、きちんとしたパーセンテージは出しておりません。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時06分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時06分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時06分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時18分)

ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 22ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、この中の12節委託料、14節工事請負費、15節原材料費、このことについての細かい説明をお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 6番吉田清尊議員の質疑に対しまして、ご説明いたします。

8款2項2目の12節委託料の用地測量費、これは古宇利の個人用地と村有地の境界を測量いたします。14節の工事請負費につきましては、村道諸志線の陥没が見られまして、これを応急で工事いたします。15節原材料費は、12節の用地測量を行って、村と個人有地の境目をトンプロックで境界を仕切りたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 この工事について、もう少し細かく内容をお聞きしたいと思います。

いつ頃、この補修工事を行うのか。完工の予定はいつ頃か、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑に対しまして、ご説明いたします。

工事につきましては、今回の予算が可決されましたらすぐにでも対応していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 例えば11月までに事業は終わるという予定になりそうでしょうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

業者間の調整もありますので、11月に終わるかはちょっと断言はできない状況です。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時21分)

嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑に対しまして、ご説明いたします。

年度内には完成するかと思っております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 歳出について質疑をいたします。

21ページの4目の7節、買上金8万円とありますが、これの詳細を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの9番山城 太議員の質疑についてご説明いたします。

こちらの4款1項4目7節の報償費に係る買上金でございますが、住民からハブの持ち込みがございますけれども、そちらを1匹500円で買い上げている費用の受け皿でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 ちなみに、これは報償費で大丈夫でしょうか。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

報償費で組んで大丈夫かというご質疑でございました。現在、今帰仁村ではハブの買い上げ、それからカラスのくちばしの買い上げ、それからマングースのしっぽの買い上げ等がございますけれども、全て村民の捕ってきたことへの謝礼的な形での計上でございます。こちらで間違いないと理解しております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第49号 令和3年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第49号 令和3年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第50号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第50号

令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,460万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月19日提出

今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		211,700	30	211,730
	1 国民健康保険税	211,700	30	211,730
歳入合計		2,044,570	30	2,044,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保健事業費		27,440	30	27,470
	2 特定健康診査等事業費	11,225	30	11,255
歳出合計		2,044,570	30	2,044,600

歳入につきましては、医療給付費分現年課税分を収入いたします。歳出につきましては、特定健康診査等関係業務負担金として支出を計上しております。

以上で説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入歳出一括の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第50号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第50号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第51号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第51号

令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億374万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月19日提出

今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		38,750	100	38,850
	1 一般会計繰入金	38,750	100	38,850
歳入合計		103,648	100	103,748

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,135	100	3,235
	1 総務管理費	3,115	100	3,215
歳出合計		103,648	100	103,748

一般管理費の通信運搬管理費として支出を計上しております。

以上で説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入歳出一括の質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第51号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第51号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第4回今帰仁村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時32分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 嘉 陽 崇

署名議員 島 袋 誠